

西予市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第 1 条 西予市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。))は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第6条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「地域計画」という。))の作成及び実施に関する必要な協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号。以下「交付要綱」という。))第3条第1項の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づく地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要なバス等の確保及びその他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地1の西予市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域計画の実施に関し必要な協議に関する事項
- (5) 地域計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、20 人以内をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人愛媛県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 各道路管理者又はその指名する者
- (9) 愛媛県西予警察署長又はその指名する者
- (10) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、第4条の委員の中から選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができることとする。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条 会長は、緊急を要する場合、又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面又は磁氣的記録により可決を求める(以下「書面決議」という。)ことにより、会議の開催又は議決に代えることができる。

2 書面決議は、委員の半数以上の回答がなければ成立しないものとし、議事は、回答した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会長の専決区分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるとき又は会議で調整すべき事項で軽微なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事会)

第 11 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 12 条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもつて充てる。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 15 条 委員は、報償及び職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

(監査)

第 16 条 協議会に、監査委員を2人置く。

2 協議会の出納監査は、会長が定めた監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第 18 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、西予市政策企画部まちづくり推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 西予市地域公共交通に関する相談、苦情等に対し、協議会において対応を協議するため、事務局を連絡、通報窓口とする。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 6 月 24 日から施行する。